

東京地方裁判所 令和●●年（○○）第●●号 差押処分無効等確認請求事件  
国側当事者・国（京橋税務署長事務承継者東京国税局長）  
令和3年10月28日却下・棄却・控訴

判 決

原告 X株式会社  
同代表者代表取締役 A  
被告 国  
同代表者法務大臣 古川 禎久  
処分行政庁 京橋税務署長事務承継者東京国税局長  
市川 健太  
同指定代理人 別紙1指定代理人目録記載のとおり

主 文

- 1 本件訴えのうち、別紙2差押処分目録記載3の差押処分が無効であることの確認を求める部分を却下する。
- 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

京橋税務署が、原告に対して行った、別紙2差押処分目録記載1から3までの各差押処分は、いずれも無効であることを確認する。

第2 事案の概要

本件は、原告が、京橋税務署長が原告に対し平成23年1月13日付けでした別紙2差押処分目録記載1及び2の各差押処分並びに京橋税務署職員が原告に対し平成26年9月19日付けでした同目録記載3の差押処分は、いずれも既に消滅した滞納税金等に基づいて行われたものであり、重大かつ明白な違法があるから無効であるとして、その無効の確認を求める事案である。

1 関係法令等の定め

(1) 国税に関する法律の規定に基づいて税務署長等が発する書類の送達についての定め

ア 国税に関する法律の規定に基づいて税務署長等が発する書類は、郵便若しくは信書便による送達又は交付送達により、その送達を受けるべき者の住所又は居所に送達する（国税通則法12条1項本文）。

イ 通常の手配による郵便又は信書便によって国税通則法12条1項に規定する書類を送った場合には、その郵便物又は信書便物は、通常到達すべきであった時に送達があったものと推定する（国税通則法12条2項）。

(2) 延滞税についての定め

延滞税は、納税義務の成立と同時に特別の手續を要しないで納付すべき税額が確定する国税であり（国税通則法15条3項7号。ただし、平成30年法律第16号による改正前においては、同項6号）、納付すべき国税を法定納期限までに完納しないとき等に課税要件を充足し（同法60条1項）、その額の計算の基礎となる国税にあわせて納付しなければならない（同条3項）。

- (3) 国税の徴収を目的とする国の権利（以下「国税徴収権」という。）の時効に関する定め
- ア 国税徴収権は、その国税の法定納期限から5年間行使しないことによって、時効により消滅する（国税通則法72条1項。ただし、平成23年法律第114号による改正前のもの）。
- イ 国税徴収権の時効については、国税通則法第7章第2節に別段の定めがあるものを除き、民法の規定を準用する（同法72条3項）。
- ウ 国税徴収権の時効は、以下の処分に係る部分の国税については、当該各号に定める期間は完成せず、その期間を経過した時から新たにその進行を始める（国税通則法73条1項。ただし、平成27年法律第9号による改正前のもの。以下同じ。）。
- (ア) (略) (1号、2号)
- (イ) 納税に関する告知 その告知に指定された納付に関する期限までの期間 (3号)
- (ウ) 督促 督促状又は督促のための納付催告書を発した日から起算して10日を経過した日までの期間 (4号)
- (エ) (略) (5号)
- (4) 国税の徴収に関する差押えに関する定め
- ア 次の各号の一に該当するときは、徴収職員は、滞納者の国税につきその財産を差し押さえなければならない（国税徴収法47条1項）。
- (ア) 滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないとき (1号)
- (イ) 納税者が国税通則法37条1項各号（督促）に掲げる国税をその納期限までに完納しないとき (2号)
- イ 徴収職員は、債権を差し押えるときは、債務者に対しその履行を、滞納者に対し債権の取立その他の処分を禁じなければならない（国税徴収法62条2項）。
- ウ 徴収職員は、差し押えた債権の取立をすることができる（国税徴収法67条1項）。
- エ 徴収職員が、国税徴収法67条1項の規定により金銭を取り立てたときは、その限度において、滞納者から差押に係る国税を徴収したものとみなす（国税徴収法67条3項）。
- 2 前提事実（証拠等を掲記していない事実は当事者間に争いが無い。）
- (1) 原告は、宅地建物取引等を業とする株式会社である。
- (2) 原告について、別紙3消費税等目録記載1から14までのとおり、納期限を平成12年10月31日から平成22年11月1日までとする消費税及び地方消費税に係る納税義務が発生した（乙3の1ないし14、弁論の全趣旨。なお、同別紙中で定義した略称等は、以下の本文においても同様に用いる。）。
- (3) ア 原告は、平成16年5月27日、京橋税務署長に対し、本件消費税等1から8までを含む税金について、同年6月30日から同年8月31日までの間、毎月15万円を納付し、残りの滞納税金については別途相談とする旨の納付計画を記載した納付誓約書（以

下「本件納付誓約書1」という。)を提出した。なお、本件納付誓約書1には、「私(当社)が、本日現在において滞納している下記の国税及び地方消費税については、納付計画欄に記載したとおり納付します。なお、国税通則法第60条の規定による延滞税についても併せて納付します。また、今後納付期限が到来する国税及び地方消費税については期限内に納付し、万一、納付計画が不履行となった場合あるいは新たな滞納を発生させた場合の、国税徴収法に基づく差押え等の滞納処分について教示を受けました。」との記載がある(以下、この記載を「本件記載部分」という。)(乙4)

イ 原告は、平成16年8月26日、京橋税務署長に対し、同日時点で滞納となっていた本件消費税等1から8までを含む税金について、同月31日から平成17年3月31日までの間、毎月15万円を納付する旨の納付計画を記載した納付誓約書(以下「本件納付誓約書2」という。)を提出した。なお、本件納付誓約書2には、本件記載部分と同内容の記載がある。(乙5)

ウ 原告は、平成20年1月18日、京橋税務署長に対し、同日時点で滞納となっていた本件消費税等5から11まで及び本件延滞税1から4までを含む税金について、同月31日から同年12月31日までの間、毎月10万円以上を納付し、残りの滞納税金については別途相談とする旨の納付計画を記載した納付誓約書(以下「本件納付誓約書3」という。)を提出した。なお、本件納付誓約書3には、本件記載部分と同内容の記載がある。(乙6)

(4) 京橋税務署長は、平成23年1月13日、本件消費税12の残額15万4400円、本件消費税13及び本件消費税14並びに本件各延滞税(以下、これらを併せて「本件滞納税」という。)を徴収するため、国税徴収法47条1項及び同法62条1項に基づき、別紙2差押処分目録記載1「差押債権」欄記載の債権及び同目録記載2「差押債権」欄記載の債権をそれぞれ差し押さえ(以下、同目録記載1の債権に係る差押処分を「本件差押処分1」、同目録記載2の債権に係る差押処分を「本件差押処分2」という。)、同月17日、第三債務者である東京法務局供託官に対し、上記各差押処分についての債権差押通知書を送達した。

なお、本件差押処分1に係る差押調書には、「平成8年6月14日京橋税務署長差押」、「平成12年8月2日〃」、本件差押処分2に係る差押調書(以下、本件差押処分1に係る差押調書と併せて「本件各差押調書」という。)には、「平成8年8月5日京橋税務署長差押」、「平成12年8月2日〃」と、いずれも手書きで記載されていた(以下「本件手書き部分」という。)(甲1の1及び2、乙7の1ないし3)

(5) 京橋税務署徴収職員は、平成26年9月19日、本件各延滞税を含む滞納税を徴収するために、別紙2差押処分目録記載3「差押債権」欄記載の債権(以下「本件債権3」という。)を差し押さえ(以下、この差押処分を「本件差押処分3」という。)、第三債務者(B銀行東京中央支店)に対し、同差押処分に係る債権差押通知書を送達した(乙1、弁論の全趣旨)。

(6) 京橋税務署徴収職員は、平成26年10月1日、国税徴収法67条1項に基づき、本件債権3を取り立てた。京橋税務署長は、同月2日、同法131条及び132条に基づき、上記取立てに係る金員の全額を京橋税務署長に配当する旨の配当計算書を作成し、原告に対して配当計算書謄本を送付した。(乙2の1及び2)

(7) 東京国税局長は、平成27年1月29日、原告に対し、同日時点における原告の滞納税金

につき、京橋税務署長から徴収の引継ぎを受けた旨の通知書を送付した（弁論の全趣旨）。

(8) 原告は、令和2年9月28日、本件訴訟を提起した。

### 3 本案前の争点及びこれに関する当事者の主張

本件差押処分3の無効確認を求める訴えについて、訴えの利益及び原告適格の存否に関する当事者の主張は以下のとおりである。

(原告の主張)

本件差押処分3が無効である場合には、京橋税務署の徴収職員が行った取立ても法的根拠を失って違法となり、被告は、原告に対し、取り立てた金員を返還しなければならないから、本件差押処分3の無効を確認する利益が存する。

(被告の主張)

#### (1) 本件差押処分3の無効確認を求める訴えの利益

無効確認を求める訴えの利益は、行政処分の取消訴訟と同様、処分の法的効果により個人の権利利益が侵害されている場合に、無効判決の効力によってその法的効果を遡及的に消滅させ、個人の権利利益を回復させることを目的とするものであるから、訴えの利益の有無は、処分が無効判決によって除去されるべき法的効果を有するものか否か、処分が無効であると確認することによって回復される法的利益が存在するかという観点から検討すべきである。

国税徴収法62条2項及び同法67条1項の各規定からすれば、徴収職員において差し押さえた債権を取り立てたときは、当該債権差押処分は、その目的を達し、上記各規定が定める滞納者に対する債権取立て等の禁止や徴収職員に対する取立権の付与等の法的効果は消滅するというべきである。そして、実体法上、債権差押処分の法的効果が消滅した後に、同処分がされたことを理由として滞納者に法律上の不利益を課する旨の規定は存在しない。したがって、差押債権の取立てがされ、債権差押処分の法的効果が消滅した後においては、当該債権差押処分の無効確認によって回復すべき法律上の利益は存しない。

これを本件についてみると、京橋税務署徴収職員において、本件債権3を第三債務者（B銀行東京中央支店）から取り立てたことにより、本件差押処分3はその目的を達して法的効果が消滅したものであるから、原告には本件差押処分3の無効確認によって回復すべき法律上の利益は存在しない。

よって、本件差押処分3の無効確認を求める訴えは、訴えの利益を欠き不適法である。

#### (2) 本件差押処分3の無効確認を求める訴えについての原告の原告適格

無効確認の訴えは、当該処分の効力の有無を前提とする現在の法律関係に関する訴えによって目的を達することができない場合に限り提起することができる（行政事件訴訟法36条後段）。

これを本件についてみると、原告は、取立てを受けた本件債権3相当額の金銭の返還を求めるため、本件差押処分3の無効確認を求める訴えを提起したものと解されるところ、同金銭の返還を求めるには、本件差押処分3が無効であることを前提として、被告に対し、不当利得の返還ないし誤納金の還付を求めて訴訟を提起することが可能である。そして、原告が本件訴訟を提起した上記目的からすれば、本件債権3相当額の支払を求める当事者訴訟又は民事訴訟の方がより直截かつ適切な争訟形態である。

したがって、本件差押処分3の無効確認を求める訴えは、当該処分の効力の有無を前提とする現在の法律関係に関する訴えによって目的を達することができない場合には当たらない

から、原告には同訴えについての原告適格が認められない。

#### 4 本案の争点及びこれに関する当事者の主張

本件差押処分1から3までの時点において、本件滞納税の徴収権が消滅していたか否かに関する当事者の主張は以下のとおりである。

(原告の主張)

別紙4消滅滞納税金目録記載のとおり、原告は、本件滞納税のうち、平成23年11月28日に本件消費税12、同年6月30日に本件消費税13、同年10月31日に本件消費税14をそれぞれ納付したほか、本件滞納税等の本税である消費税等については、同目録の「消滅期日」欄記載の日に時効及び納付によって消滅していたのであるから、本件差押処分1及び2の時点において、本件滞納税の徴収権は上記の納付及び時効によって既に消滅していた。

(被告の主張)

ア 原告の納付による消滅について

原告は、平成18年7月31日から本件差押処分1及び2がされた平成23年1月13日までに、別紙5-1から別紙5-12までのとおり納付した。別紙5-1から別紙5-12までは、本件消費税等1から12までに対応し、各別紙の「データ種類」の欄に「収納」と記載がある行の「事実発生日」欄記載の日に、「本税」欄記載の金額を納付したものである。

したがって、本件差押処分1及び2の時点である平成23日1月13日時点において、本件各消費税等は、別紙6滞納税額証明書のとおり、本件延滞税1から12まで、本件消費税12の残額15万4400円及び本件消費税13及び14が存在していたものであり、本件滞納税の徴収権は、納付によって消滅していなかった。

イ 時効による消滅について

以下のとおり、本件差押処分1及び2の時点において、本件滞納税の徴収権は、時効によって消滅していなかった。

(ア) 京橋税務署長は、平成12年11月28日から平成22年11月29日までの間、別紙5-1から別紙5-14までのとおり、原告が滞納した本件各消費税等について、「督促等決議年月日欄」記載の各日に督促等を決議し、順次、各督促状によりその納付を督促したものであるから、上記各督促状は、通常到達すべきであった時であるその送付の翌日に送達があったものと推定される(国税通則法12条2項)。原告は、京橋税務署が原告に対し督促状を交付ないし送達したことはない旨主張をするものの、当該各督促に係る督促状の送達があったとの推定を覆す事実について、何ら具体的な主張立証をしていない。

(イ) 原告は、本件消費税等1から8までに係る各督促状を発した日から起算して10日を経過した日の翌日から5年以内の日である平成16年5月27日に、本件納付誓約書1を提出した。これは、原告が、本件消費税等1から8までを含む滞納税金について、本件納付誓約書1の「納付計画」欄記載のとおり納付する意思を示して、京橋税務署長に対し、支払の猶予の懇請をしたものであるから、民法147条3号(平成29年法律第44号による改正前のもの。以下同じ。)の承認に当たる。したがって、本件消費税等1から8までの徴収権に係る消滅時効は、同承認によって中断した。

その後、原告は、本件消費税等1から8までを含む滞納税金について、平成16年8月26日に本件納付誓約書2を、平成20年1月18日に本件納付誓約書3を提出することにより、同号の承認をした。これによって、本件消費税等1から8までの各徴収権に係る消滅時効は、上記各同日の時点で中断し、最終的に平成20年1月18日の時点から新たに時効が進行したものであるから、同日から5年以内の日である平成23年1月13日に行われた本件差押処分1及び2の時点では、本件消費税等1から8までの徴収権は時効消滅していなかった。

(ウ) 原告は、本件消費税等9から11までに係る各督促状を発した日から起算して10日を経過した日の翌日から5年以内の日である平成20年1月18日に、本件消費税等9から11までを含む滞納税金について本件納付誓約書3を提出することにより、民法147条3号の承認をした。これによって、本件消費税等9から11までの徴収権に係る消滅時効は、同日の時点で中断し新たに時効が進行したものであるから、同日から5年以内の日である平成23年1月13日に行われた本件差押処分1及び2の時点では、本件消費税等9から11までの徴収権は時効消滅していなかった。

(原告の再反論—時効による消滅について)

以下のとおり、原告が京橋税務署長に対して本件納付誓約書1から3までを提出したことは、債務を承認したものではないから、時効中断の効力は生じない。

原告代表者と京橋税務署の担当者との間で、平成12年頃、当時滞納していた消費税本税を完納することを条件として、その他の滞納税の納税をしなくてよい旨の合意が成立した。その後、原告は、3年間で消費税本税を完納するという条件を達成することができなかつたため、京橋税務署の担当者と協議し、納付誓約書を提出することにより、消費税本税を完納する期限を延長することとなった。原告は、平成22年12月頃、消費税本税を完納するめどが立つ状況になり、京橋税務署は、平成23年1月13日、原告に対し、本件各差押調書を交付した。以上の経緯から明らかなおお、本件各差押調書は、消費税本税を完納することにより、本件手書き部分に記載されている各差押えに係る調書の滞納税目録に記載されている滞納税の滞納処分の執行を停止するという処分がされたことを示す、滞納処分の一部執行停止処分の通知書である。したがって、本件各差押調書の「滞納国税等欄」又は「滞納税金目録」に記載された滞納税（本件消費税12の残額15万4400円、本件消費税13及び本件消費税14並びに本件各延滞税）の納付義務は、同日から3年間を経過した平成26年1月13日をもって消滅した（国税徴収法153条4項）。本件差押処分1及び2は、納付義務が消滅した国税に基づく差押えであるから、重大かつ明白な違法があり無効である。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 本案前の争点について

処分の無効確認訴訟を提起するための要件の一つである、当該処分の効力の有無を前提とする現在の法律関係に関する訴えによって目的を達することができない場合（行政事件訴訟法36条後段）とは、当該処分に基ついて生ずる法律関係に関し、処分の無効を前提とする当事者訴訟又は民事訴訟によっては、その処分のため被っている不利益を排除することができない場合はもとより、当該処分に起因する紛争を解決するための争訟形態として、当該処分の無効を前提とする当事者訴訟又は民事訴訟との比較において、当該処分の無効確認を求める訴えの方がより直截的で適切な争訟形態であるとみるべき場合をも意味するものと解するのが相当であ

る（最高裁平成●●年（〇〇）第●●号同4年9月22日第三小法廷判決・民集46巻6号1090頁参照）。

これを本件についてみるに、原告は、本件債権3相当額の金銭の返還を求めるために本件差押処分3の無効確認を求める訴えを提起したものと解されるところ、同金銭の返還を求めるためには、本件差押処分3が無効であることを前提として、被告に対し、不当利得の返還又は誤納金の還付を求める当事者訴訟又は民事訴訟を提起することができ、これによって、原告が本件差押処分3により被った不利益の排除を求めることが可能である。また、上記当事者訴訟又は民事訴訟の方が、本件差押処分3の無効確認を求める訴えよりも、より直截的で適切な争訟形態であるといえることができる。

したがって、本件差押処分3の無効確認を求める訴えは、処分の効力の有無を前提とする現在の法律関係に関する訴えによって目的を達することができない場合（行政事件訴訟法36条後段）という要件を充たさないから、原告には同訴えの原告適格は認められない。

以上によれば、訴えの利益について判断するまでもなく、本件訴えのうち本件差押処分3の無効確認を求める部分は、不適法である。

## 2 認定事実

後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

### (1) 本件消費税1から11までの督促等決議

本件消費税1から11までについて、本件消費税1につき平成12年11月28日、本件消費税2につき平成13年5月29日、本件消費税3につき同年11月28日、本件消費税4につき平成14年5月28日、本件消費税5につき同年11月28日、本件消費税6につき平成15年5月28日、本件消費税7につき同年11月27日、本件消費税8につき平成16年5月26日、本件消費税9につき平成17年11月28日、本件消費税10につき平成18年11月27日及び同年12月1日（再発付）、本件消費税11につき平成19年11月27日にそれぞれ督促等決議がされた（乙3の1ないし11）。

### (2) 本件消費税1から11までの法定納期限

本件消費税1から11までの法定納期限は、本件消費税1につき平成12年10月31日、本件消費税2につき平成13年5月1日、本件消費税3につき同年10月31日、本件消費税4につき平成14年4月30日、本件消費税5につき同年10月31日、本件消費税6につき平成15年4月30日、本件消費税7につき同年10月31日、本件消費税8につき平成16年4月30日、本件消費税9につき平成17年10月31日、本件消費税10につき平成18年10月31日、本件消費税11につき平成19年10月31日である（乙3の1ないし11）。

### (3) 原告による本件各消費税の納付

原告は、平成18年7月31日から平成23年10月31日までの間、別紙5-1から別紙5-14までの「データ種類」の欄に「収納」と記載がある行の「事実発生日」欄記載の日に、「本税」欄記載の金額を納付した。

このうち平成18年7月31日から本件差押処分1及び2がされた平成23年1月13日までの間についてみると、原告は、本件消費税1（71万1900円）を、平成19年5月31日までに、本件消費税2（71万8000円）を、平成18年7月31日までに、本件消費税3（92万6000円）を、平成19年3月30日までに、本件消費税4（82万2

000円)を、同年12月27日までに、本件消費税5(54万1200円)を、平成20年6月30日までに、本件消費税6(68万1500円)を、平成21年1月30日までに、本件消費税7(34万9100円)を、同年4月30日までに、本件消費税8(51万5200円)を、同年8月28日までに、本件消費税9(48万7500円)を、平成22年1月29日までに、本件消費税10(57万9700円)を、同年7月30日までに、本件消費税11(28万6800円)を、同年11月1日までに、本件消費税12(43万2200円)のうち27万7800円を、本件差押処分1及び2の時点である平成23年1月13日までにそれぞれ納付した。

(乙3の1ないし14)

### 3 本案の争点について

#### (1) 判断の対象

本件訴えのうち本件差押処分3の無効確認を求める部分は不合法であるから、以下、本件差押処分1及び2の時点において、本件滞納税の徴収権が消滅していたか否かについて検討する。

#### (2) 納付について

原告は、本件消費税12から14までは、別紙4消滅滞納税金目録記載のとおり納付済みであると主張する。

しかし、同別紙には、本件消費税12については平成23年11月28日、本件消費税13については同年6月30日、本件消費税14については同年10月31日に納付した旨の記載がある。そうすると、原告の主張を前提としても、本件差押処分1及び2の時点である同年1月13日において、本件消費税12から14までは納付されていなかったことになるから、納付に関する原告の主張は、それ自体失当である。

#### (3) 消滅時効について

##### ア 督促による時効中断について

原告は、京橋税務署が原告に対して督促状を交付又は送達したことはない旨主張する。

しかし、上記認定事実2(1)のとおり督促等決議がされていることからすると、京橋税務署長は、別紙5-1から別紙5-11までの督促等決議年月日頃、原告に対し、督促に係る書類を発送したことを推認することができる。その結果、上記各決議年月日頃に発送された各督促状は、通常到達すべきであった時に送達があったものと推定される(国税通則法12条1項及び2項)。そうすると、上記督促状を発送の日から起算して10日を経過した日までの期間までは消滅時効が中断する(同法73条1項4号)。

##### イ 本件納付誓約書の提出による時効中断について

(ア) 本件消費税1から8は、上記アのとおり消滅時効が中断した結果、同各消費税に係る各督促状を発送の日から起算して10日を経過した日の翌日である平成12年12月初旬又は中旬頃から平成16年6月初旬頃にかけて時効の進行を開始した。

また、認定事実2(2)のとおり、本件消費税1から8までの各法定納期限は平成12年10月31日から平成16年4月30日までである。

そして、前提事実(3)アのとおり、原告が京橋税務署長に対し本件消費税等1から8までを含む滞納税を納付することを約する旨を記載した本件納付誓約書1を提出したのは平成16年5月27日である。



そうすると、上記各督促状の発送による時効中断を考慮した消滅時効の起算日を前提とした場合及びこれを前提としないで法定納期限から消滅時効が進行したものとみた場合のうち、最も早く消滅時効が完成するのは、本件消費税1の平成17年10月31日経過時であるところ、原告は、同日よりも前、すなわち、本件消費税等1から8までの時効期間である5年間が経過する前である平成16年5月27日に本件納付誓約書1を提出したものである。したがって、原告は、本件消費税等1から8までの各徴収債務について承認したことが認められ、これにより、同日、同各徴収債務の消滅時効は中断した（国税通則法72条3項、民法147条1項3号）。

(イ) また、前提事実(3)イのとおり、原告が京橋税務署長に対し本件消費税等1から8までを含む滞納税の納付を約する旨の記載がある本件納付誓約書2を提出したのは、本件消費税等1から8までの各徴収債務につき時効中断した平成16年5月27日（上記(ア)）から5年を経過していない同年8月26日である。これにより、同日、同各徴収債務の消滅時効は中断した（国税通則法72条3項、民法147条1項3号）。

(ウ) さらに、前提事実(3)ウのとおり、原告が本件消費税等5から11まで及び本件延滞税1から4までを含む滞納税の納付を約する旨の記載がある本件納付誓約書3を提出したのは、本件消費税9から11までの各法定納期限のうち最も早い時期である同9の平成17年10月31日及び本件消費税等5から8までの時効が中断した日である平成16年8月26日のいずれの日からも5年間を経過していない平成20年1月18日である。これにより、同日、本件消費税等5から11まで及び本件延滞税1から4までの各徴収債務の消滅時効は中断した。

(エ) 本件差押処分1及び2がされた平成23年1月13日は、(ウ)において判示した本件消費税等5から11まで及び本件延滞税1から4までの消滅時効が中断した日である平成20年1月18日から5年間を経過していない。そして、他に本件差押処分1及び2の時点において、本件消費税等5から11まで及び本件延滞税1から4までの各徴収債務が時効により消滅していたことを基礎付ける事実を認めるに足りる証拠もない。

したがって、本件差押処分1及び2の時点において、本件滞納税が時効により消滅していたとする原告の主張は理由がない。

#### ウ 原告の主張について

原告は、納付誓約書を提出することにより、消費税本税を完納する期限が延長され、平成22年12月頃、消費税本税を完納するめどが立つ状況になり、京橋税務署は、平成23年1月13日、滞納処分の一部執行停止処分の通知書である本件各差押調書を交付し、その結果、その執行の停止が3年間継続したことにより、国税徴収法153条4項に基づき、本件滞納税の徴収権は平成26年1月13日に消滅した旨主張する。

しかし、原告の上記主張は、本件各差押調書が滞納処分の一部執行停止処分の通知書であることを前提として、同通知書の交付日から3年間が経過した平成26年1月13日に本件滞納税の徴収権が消滅したというものであるところ、同日は本件差押処分1及び2がされた時よりも後であるから、本件差押処分1及び2の時点において本件滞納税の徴収権が消滅していることの根拠としては、その主張自体失当である。

これに加え、原告が平成23年1月13日に交付された滞納処分の一部執行停止処分の通知書であると主張する本件各差押調書（甲9、乙7の1及び2）は、書面の表題、様式、

記載内容等から、国税徴収法54条に基づき、同日に行われた本件差押処分1及び2の差押調書の謄本として交付されたものと認められるから、原告の上記主張は、これを滞納処分の一部執行停止処分の通知書とする点でも前提を欠くものである。

原告は、本件手書き部分を根拠として本件各差押調書が滞納処分の一部執行停止処分の通知書である旨主張するが、本件手書き部分は「平成8年6月14日京橋税務署長差押」及び「平成12年8月2日」、「平成8年8月5日京橋税務署長差押」及び「平成12年8月2日」という記載であるから、その記載内容に照らし、本件手書き部分をもって本件各差押調書が滞納処分の一部執行停止処分の通知書であると認めることはできず、他に原告の上記主張を認めるに足りる証拠はない。

また、本件手書き部分は、上記のとおり、平成8年6月、同年8月及び平成12年8月の差押えに係る記載であり、前判示のとおり、本件消費税1から14までの法定納期限はいずれも同月以降であることからすると、原告主張に係る本件手書き部分記載の各差押えの執行停止処分の存在を前提としたとしても、同各差押えの対象となる滞納税には本件滞納税を含まないから、上記執行停止処分は本件滞納税を消滅させるものではなく、この点でも原告の上記主張は失当である。

#### (4) 小括

以上のとおり、本件滞納税の徴収権が本件差押処分1及び2の時点において消滅していなかったものであるから、本件差押処分1及び2について、重大かつ明白な違法はなく、無効であるということとはできない。

#### 第4 結論

以上の次第で、本件請求のうち本件債権3の差押処分が無効であることの確認を求める部分に係る訴えは不適法であるからこれを却下することとし、原告のその余の請求はいずれも理由がないからこれらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官 春名 茂

裁判官 横井 靖世

裁判官 下道 良太

(別紙1)

指定代理人目録

神永 暁、尾形 信周、濱辺 希、宍道 浩介、三島 雅之

以上

別紙 2～別紙 6 省略